

農業委員会

資料一覽

- 1 農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について（平成19年3月27日付け18農振第1942号農村振興局長通知） . . . 1
- 2 「農業委員会の選任委員の選定について」の一部改正について（平成19年9月12日付け19経営第3355号農林水産事務次官通知） . . . 6

18農振第1942号
平成19年3月27日

地方農政局長
沖縄総合事務局長 } 殿
都道府県知事

(農林水産省) 農村振興局長

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用の適正化等について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づく農業振興地域制度及び農地法（昭和27年法律第229号）に基づく農地転用許可制度の運用に当たっては、これまでも適正な処理を図ることとしてきたところであるが、優良農地が大規模に転用される事例もあり、一層適正な取扱いが求められているところである。

ついては、今後の農業振興地域制度及び農地転用許可制度の運用がより適正になされるよう下記事項に御留意願いたい。

また、これに併せ、「農業振興地域制度に関するガイドラインの制定について」（平成12年4月1日付け12構改C第216号農林水産省構造改善局長通知。）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので御了知願いたい。

なお、このことについて、貴管内市町村及び農業委員会に御助言願いたい。

記

1 農業振興地域制度

(1) 市町村農業振興地域整備計画の透明性の向上

市町村農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）は、市町村の農業振興施策等を計画的に推進していくためのものであるが、当該計画の円滑な推進のためには、計画の決定に際して、農業者はもとより市町村の住民がその内容を確認し理解できる機会を設けることが重要である。

このことから、市町村整備計画を変更しようとするときは、その旨を公告し、当該計画の案を、当該計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて縦覧しなければならないとされているところである（農振法第13条第4項で準用する農振法第11条第1項）が、その理由の記載に当たっては次に留意すること。

ア 農振法第13条第1項に規定する市町村が市町村整備計画を変更する必要性が生じたと判断する理由について、農業振興地域整備基本方針の変更、農業振興地域の区域の変更のほか、農振法第12条の2第1項の基礎調査の結果による場合は、農業生産の動向と目標、農業生産基盤の現状、農用地等（農振法第3

条に掲げる農用地等をいう。以下同じ。)の保全及び利用の状況、農業近代化施設整備の現状、農業就業者の育成・確保の現状等の分析を踏まえて、当該農業振興地域の計画的かつ総合的な整備を図る観点から、農業生産基盤、農業近代化施設、農業者の就業促進施設の整備等について変更の必要が生じたと判断する具体的な理由を、また、経済事情の変動その他情勢の推移による場合は、人口の増加による住宅需要の増大、鉄道の乗降場・高速自動車国道のインターチェンジの設置等による都市的土地利用需要の増大、農業の担い手の育成・確保のための住宅需要の増大等情勢が推移したと判断する具体的な理由を記載すること(本通知による改正後の農業振興地域制度に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)第6の2の(1))。

イ 農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地利用計画の変更にあたっては、法第13条第2項各号の要件を満たす旨に加えて、満たすと判断される理由を各号ごとに具体的に記載すること(ガイドライン第6の2の(2))。

なお、農用地利用計画の変更のみを行う市町村整備計画の変更であっても、アの農振法第13条第1項に基づき、市町村が市町村整備計画を変更する必要が生じたと判断する具体的な理由を記載すること(ガイドライン第6の2の(1))。

(2) 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画

地方公共団体が地域の農業振興を図る観点から「地域の農業の振興に関する計画」(以下「振興計画」という。)を策定した場合で、当該計画が農業振興地域の整備に関する法律施行規則(昭和44年農林省令第45号。以下「農振法施行規則」という。)第4条の4第1項第26号の2に規定する要件(以下「26号の2の要件」という。)又は同項第27号に規定する要件(以下「27号の要件」という。)のすべてを満たす場合は、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整により優良農地の確保が図られること及び当該計画が特定の農業者の利益ではなく地域の農業振興を図ることを目的として定められる地方公共団体の計画であることから、当該計画にその種類、位置及び規模が定められた施設の用に供される土地については、農振法第10条第3項各号に該当する土地であっても農用地区域には含まれないこととされているところである(農振法第10条第4項)。

しかしながら、振興計画の内容から26号の2の要件及び27号の要件を満たすことを明確に判断できないものや地域の農業振興を目的とする計画であるにもかかわらず地域の農業振興との関係が不明確なものが散見されるところであり、そのような振興計画によって農用地等として利用すべき土地が農用地区域から除外され、農用地等以外の用途に供されることは、農業の健全な発展、農業振興施策の計画的な実施の見地からも適当ではないと考えられる。

また、振興計画は、行政が策定する計画であり、市町村整備計画を変更する要因となることを踏まえれば、その策定又は変更にあたっては、行政内部の検討に

とどまらず、広く地域の住民の意見を聴いて定めることが適当と考えられる。

これらのことから、26号の2の要件のすべてを満たす振興計画（以下「26号の2の計画」という。）又は27号の要件のすべてを満たす振興計画（以下「27号の計画」という。）により農用地利用計画を変更しようとする場合にあっては、次に留意すること。

ア 振興計画の内容等

(ア) 振興計画は市町村がその地域の農業を独自に振興するという観点から任意に策定する計画であることから、農振法においては振興計画に盛り込むべき事項について特段の規定はされていないが、振興計画に位置付けられた施設の用に供する土地を農振法第10条第4項に該当することを理由に農用地区域から除外するためには、26号の2の要件又は27号の要件のすべてを満たすことが必要であることから、立地に当たって農用地利用計画の変更（農用地区域からの除外）が必要となる施設を振興計画に位置付ける場合は、当該計画の内容から26号の2の要件又は27号の要件のすべてを満たすことが判断できることが望ましいこと。

(イ) 26号の2の計画及び27号の計画は、広く地域振興を目的とするものではなく、地域の農業振興を目的とするものであり、優良農地の確保に資するものであること。

イ 26号の2の計画及び27号の計画の透明性の向上

26号の2の計画及び27号の計画は、行政が定める計画であり、市町村整備計画を変更する要因となるものであることから、行政計画の公正性・透明性の向上の観点からも、その策定又は変更に当たっては、行政内部の検討にとどまらず広く地域の住民の意見を反映させることが適当であり、また、このことによつて、より効果的な農業の振興に関する計画を策定することが可能となるものと考えられる。

このことから、26号の2の要件又は27号の要件として、「計画を定めようとするときにその旨を公告し、当該計画の案をその公告の日から30日間縦覧に供し、当該公告を行った市町村の住民に意見書を提出する機会を付与した上で定めた計画であること。」が加えられたところである（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成19年農林水産省令第14号））。

これにより、市町村の策定した振興計画が26号の2の計画又は27号の計画に該当することを理由として行われる農用地利用計画の変更について、当該省令が施行される平成19年7月1日以後に農振法第8条第4項（第13条第4項で準用する場合を含む。）に基づき都道府県知事が同意をする場合は、この追加された要件も満たすことが必要となるので留意すること。

ウ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴うガイドラインの改正部分については、当該省令が施行される平成19年7月1日から適用されることとなるが、当該省令の施行日前であっても、その運用に当たり必要な準備を行う場合には、当該改正内容を適宜参考とされたい。

2 農地転用許可制度

(1) 農地区分の判断等

農地区分の判断及び区分に応じた農地転用許可の判断等に当たっては、次に留意すること。

ア 農地区分の判断に当たっての農業委員会等の意見内容の明確化を図るため、平成16年3月に「農地等転用関係事務処理要領の制定について」(昭和46年4月26日付け46農地B第500号農林省農地局長通知)の一部を改正し、農地転用許可申請に対する農業委員会等の意見における農地区分の判断理由等を意見書に記載することとしたところであるが、この判断理由等について、営農条件及び周辺の市街地化の状況等が具体的に記載がなされていない場合等が散見されることから、判断理由等を具体的に記載するよう周知徹底すること。

また、許可権者は、農地区分の判断等に当たり、必要に応じて農業委員会等への確認、現地調査を行うなどして適確に判断を行うこと。

イ 第2種農地の転用は、第1種農地の例外許可事由に該当する場合以外は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないこととされているところであるが、この検討が十分に行われていない事例が散見されることから、代替性の審査に当たっては、転用事業の目的、事業面積、立地場所等から申請地の周辺に申請内容を達成できる農地以外の土地や第3種農地があるか否か、また、その土地を申請者が申請目的に使用することが可能か否か等について総合的に検討を行うこと。

(2) 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」の取扱い

第1種農地及び甲種農地の例外許可事由の一つである「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」は、当該施設の整備を通じて農業従事者の安定的な就業機会を増大させることにより、農村地域の活性化や離農等による担い手への農地の集積を促進し、周辺地域の農業の振興に資することから例外許可事由として位置付けられているところであり、このような趣旨を踏まえて、当該例外許可事由の適用に当たっては、農業従事者の雇用が確実なものとなるよう次に留意すること。

ア 「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)第3の1の(1)の②のイにおいて、「就業機会の増大に寄与する施設」に該当するか否かは、当該施設に雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上であるか否かをもって判断することとされており、農業従事者の雇用の確実性を確認するため、転用許可申請に当たり、申請者と地元自治体等との雇用協定又は従業員の雇用計画の添付を通常求めているところであるが、施設稼働後の雇用実績が雇用計画に達していない事例や雇用状況が把握できない事例が散見される。

このため、雇用の確実性を一層明確にするとともに、雇用計画に対する雇用状況を把握することができるよう、許可申請書に雇用計画（農業従事者が3割以上雇用されること及びその実現が可能であることがわかるもの）及び雇用協定（当該施設における雇用実績を定期的に地元自治体に報告することを内容に含むことが望ましい）の添付を求めて雇用の確実性の判断を行うこと。

イ 許可申請者が全ての施設の運営を行わない場合（施設の全部又は一部を第三者に貸し付けて運営するような場合）や施設の用地の造成のみを目的とした場合の農地転用にあつては、転用許可申請の段階では施設全体の雇用計画等が明確となっていないことが多い。

このため、このような農地転用の場合の当該例外許可事由の適用に当たっては、転用許可申請の段階において、農地転用後に雇用を行う事業者ごとに雇用計画及び雇用協定が明確に定められており、農業従事者の雇用が確実と認められる場合に限り本例外許可事由を適用することとする。

(3) 一般許可基準の運用

農地転用許可基準の一般基準（農地法第4条第2項第3号から第5号、同法5条第2項第3号から第7号及びこれらの規定に基づく農地法施行規則の規定）に基づき、事業規模の妥当性や事業実施の確実性等を一層適確に判断するよう次に留意すること。

ア 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的から適正かどうかを審査するに当たり、他法令等によって面積、規模等の基準が定められているときは、これをしん酌して規模決定されているかを審査するとともに、第1種農地の例外許可事由を適用するような場合であつて、大規模な駐車場の設置を伴う事業に係る農地転用許可の審査等に当たっては、施設等の規模決定において、施設の屋上の活用や駐車場を立体化とすること等により、農地転用面積をできる限り少なくするための検討がなされているか等についても確認することが望ましいこと。

イ 農地転用許可後、当該許可に係る土地が転用目的に供されないまま長期間放置されていたり、資材置き場等を目的として転用許可を受けた後に十分な利用がなされないまま他用途へ転換されている等の事例が散見されるところである。このようなことは、国土の計画的・合理的な利用の面からも問題であり、農地転用許可基準の一般基準に基づき、事業の内容に応じて詳細な施設等の利用計画、資金計画等の添付を求めるとともに、過去に転用許可を受けた事業者の場合にあつては、当該転用許可に係る事業計画どおり事業が実施されているか等について把握した上で転用事業の確実性、事業計画の妥当性等について厳正に審査すること。

19 経営第3355号

平成19年9月12日

都道府県知事 殿

農林水産事務次官

「農業委員会の選任委員の選定について」の一部改正について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に当たっては、「農業委員会の選任委員の選定について」（平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知）により、委員への推薦及び選任がなされることが望ましい者が備えているべき学識経験の内容について周知徹底を図っているところであるが、農業委員会の役割がこれまで以上に重要となってきたことから、その更なる周知徹底を図るため、同通知を別紙新旧対照表のとおり改正することとしたので、この旨御了知の上、貴管下市町村長及び農業委員会に対して周知願いたい。

(別紙) 農業委員会の選任委員の選定について (平成14年5月13日付け14経営第456号農林水産事務次官通知) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に当たっては、農業委員会制度を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、委員の中に、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業政策、農地制度等について学識経験のある者 ② 土地改良、水利慣行等について学識経験のある者 ③ 農業技術、農業経営の改善合理化について学識経験のある者 ④ 青年・女性農業者、認定農業者等の担い手で農業・農村の活性化について学識経験のある者 ⑤ 農産物の販売・流通等について学識経験のある者が含まれるよう配慮した上で、推薦及び選任がなされることとが望ましい。特に、青年・女性農業者、認定農業者等の担い手を委員とすることが重要となっているので、その旨農産物産出町村の長に対し周知徹底を願いたい。 <p>また、選任委員は、農業委員会の所掌事務の円滑な遂行を図る観点から、幅広い分野の学識経験者の参画を得る必要があるとの趣旨により設けられているものである。この趣旨を踏まえ、各都道府県知事におかれましては、農産物産出町村の長が委員を推薦するに当たり公平・中立な立場から判断をなし得る委員を推薦するよう当該町村の長から請願へ要請されたい旨、農産物産出町村の長に対し周知徹底を願いたい。</p> <p>【別紙。】</p> <p>なお、「農業委員会の選任委員の選定について」(昭和26年7月11日付け26農政第2260号農林事務次官通知)は廃止する。</p>	<p>農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号。以下「法」という。) 第12条第2号の規定による選任委員の具体的な選任に当たっては、農業委員会制度を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、全後、選挙による委員も含め、概ね</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業政策、農地制度等について学識経験のある者 ② 土地改良、水利慣行等について学識経験のある者 ③ 農業技術、農業経営の改善合理化について学識経験のある者 ④ 青年・女性農業者、認定農業者等の担い手で農業・農村の活性化について学識経験のある者 ⑤ 農産物の販売・流通等について学識経験のある者が含まれるよう配慮した上で、推薦及び選任がなされることとが望ましいのでその旨周知徹底を願いたい。 <p>(追加)</p> <p>また、農業協同組合及び農業共済組合 (以下「組合」という。) の広域化等に伴い、法第12条第1号の規定により組合が推薦する理事又は経営管理委員がない場合には、組合との連携を図る観点から、同条第2号の規定による選任委員として組合の関係者の選任がなされるように配慮するよう周知徹底を願いたい。</p> <p>なお、「農業委員会の選任委員の選定について」(昭和26年7月11日付け26農政第2260号農林事務次官通知)は廃止する。</p>